

本庄東幼稚園運営規程(兼園則)

第1章 総則

(目的・運営の方針)

第1条 この認定こども園は、子ども・子育て支援法（以下「法」という）に基づき、就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者及び地域に対する子育て支援を行うことを目的とする。

なおこの運営規程は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条に規定する園則を兼ねる。

2. 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

「のびのび保育」を教育及び保育の理念とし、園児の健やかな成長を支援し、幼児の善良な資質の涵養等、幼児教育を充実させ、実りある次代を担う幼児の育成を目標とする。また、教育および保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。職員は児童の福祉を積極的に進めるために豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のために知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

(名称)

第2条 この認定こども園は、幼保連携型認定こども園であり、本庄東幼稚園という。

(位置)

第3条 この認定こども園は、埼玉県本庄市東台3丁目1番12号に置く。

(資格)

第4条 この認定こども園に入園できるものは、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(利用定員)

第5条 本園の利用定員（法第27条第1項に規定する本庄市が定める利用定員）は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 1号認定こども 35人
- (2) 2号認定こども 36人
- (3) 3号認定こども 24人（うち満1歳児未満のこども 5人）

第2章 保育年限・保育時間・保育期および休園日

(保育年限)

第6条 この認定こども園は、次の保育年限とする。

5歳児	1年	4歳児	2年	3歳児	3年
2歳児	4年	1歳児	5年	0歳児	6年

(保育時間および教育週数)

第7条 1日の保育時間は最大11時間とし、そのうち教育を行う時間は5.5時間（9:00～14:30）とする。年間教育週数は39週以上とする。

2. 2号および3号認定こどもへの保育の提供を行う時間は、標準時間認定を受けた子どもには7:30～18:30の範囲で保護者が保育を必要とする時間とする。また保育短時間認定を受けた子どもには8:00～16:00の範囲で保護者が保育を必要とする時間とするが、やむをえない事由により保育を必要とする場合は、7:30～8:00及び16:00～18:30までの間で保育の提供を行うことができる。

(学期)

第8条 1年を次の学期に分ける。

- 第1学期 4/1 から 8/26 まで
- 第2学期 8/27 から 12/31 まで
- 第3学期 1/1 から 3/31 まで

(休園日)

第9条 この認定こども園が教育の提供を行わない日は、次の通りとする。

- 1. 土曜日・日曜日

2. 国民の祝日に関する法律（s23 年法律第 178 号）に規定する休日
3. 夏季休業 7/21 から 8/26 まで
4. 冬季休業 12/25 から 1/7 まで
5. 春季休業 3/27 から 4/8 まで
6. 開園記念日 6/15
7. 埼玉県民の日 11/14
8. その他園長が必要と認めたとき

第10条 この認定こども園が2号・3号認定こどもへの保育を行わない日は、次の通りとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 年末年始（12/29～1/3）

第3章 保育内容・収容定員・学級および教職員組織

（保育内容）

第11条 この認定こども園の保育内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき次の通りとする。

健康・人間関係・環境・言葉・表現その他園長が必要と認めたもの。

（地域における子育て支援）

第12条 この認定こども園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援および相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) ちゅーりっぷルーム（就園前の子育て親子の集い・交流の場）

実施曜日：原則として、毎週火・金曜 9:00～11:00

(2) 園庭開放

実施曜日：原則として、毎週火・金曜 11:00～12:00

(3) 育児相談：毎週月～金曜 9:00～14:00

（教職員組織）

第13条 この認定こども園に、次の教職員を置く。

1. 園長 1人

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

2. 副園長または教頭 1人

園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

3. 主任教諭 1人

園長及び副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

4. 保育教諭 14人

園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

5. 子育て支援担当教諭 1人

地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行う。

6. 園医・歯科医および薬剤師 各1人

本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22,23,24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

7. 事務職員 1人以上

事務又は園の諸用務に従事する。

2. 前項に定めるもののほか、必要に応じて臨時にその他の職員を置くものとする。

第4章 入園・退園・休園・終了および褒章

（教育・保育の開始に関する事項）

第14条 入園については、1号認定こどもについては保護者が本園に直接申し込むことを原則とし、2・3号認定こどもについては、市町村による利用調整を経るものとする。

(転園・休園・退園・卒園)

第15条 転園・休園または退園しようとする者は、その理由を具して保護者から園長に届け出るものとする。

2. 転園・卒園による教育・保育の終了に際し、学校等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

3. 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき

(2)支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき

(3)市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき

(4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

4. 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第5章 園児納付金

(保育料)

第16条 第3号認定の保育料は園児が居住する市町村が定める額とし、毎月15日までにその月分を納入しなければならない。

(利用者負担その他の費用等)

第17条 本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者が負担することが適当と認められるものを以下に定める。

支払い時	費用の種類	対象園児	支払いを求める理由	金額
入園 内定時	入園料	－	園舎等の充実のため (兄弟卒在園の場合は半額)	¥35,000
毎月	教材費	全員	園児の教材購入のため	2歳クラス以上¥1,200 1歳¥600
	施設整備費	全員	園舎・遊具等の整備・修繕のため	¥1,200
	絵本代	2歳クラス以上	教材に使う絵本購入のため	学年による実費
	PTA会費	全員	様々な行事における園児の活動に必要なものの購入	¥450
	午睡チェック機器代	0歳児	午睡時の様子を見守る機器のレンタル代	¥2,200
	給食費	1号認定	栄養士の管理のもと自園調理を行い、 美味しい給食を提供するため (右の額のうち主食費は¥2,000、残りが 副食費)	1号認定¥7,600 (満3歳は¥8,900)
2号認定		2号認定¥8,000		
年1回	夏休み教材費	2歳クラス以上	夏休みに家庭で生活習慣を整えるための 教材購入のため	学年による実費
	おもつ処理代	2歳クラス	使用済おもつの処理にかかる費用	¥3,600
	おもほり代	4歳クラス以上	いも代	実費
	おもちつき代	3歳クラス以上	もち代	実費
	ペーパータオル代	01・2歳クラス	ペーパータオル代	¥500～¥600
	遊戯会会場費	全員	本庄文化会館使用料	実費
	県私幼PTA連合会費	全員	登録費を園と折半	¥300程度
	ふれあい動物園代 または遠足代	全員	移動動物園代または 電車代・施設利用料	実費

(納付金の不還付)

第18条 既納の保育料・入園料等は返還しない。ただし特別の事由がある場合、その全部または一部を返還する。

第6章 緊急時・その他

(緊急時等における対応方法及び非常災害対策)

第19条 本園は園児の安全を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の規定により、学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し、訓練等を行う。

2. 本園は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項の規定により、避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行い、同条例第3項の規定により、園児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努める。

3. 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法の規定に従い、事故等が発生した場合には、園児の保護者及び市への連絡、警察その他の関係機関との連携、事故再発防止対策、事故の記録その他の必要な措置を図るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 職員は、いかなる場合にあって、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他以下の様な当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

(1)殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。

(2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3)廊下に園児のみ出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5)食事を与えないこと。

(6)園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7)乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8)施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9)性的な嫌がらせをすること。

(10)当該園児を無視すること。

2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(個人情報保護に関する事項)

第21条 本園は、本園が保有する個人情報に関して適用される個人情報保護関連法令及び規範を遵守する。また本方針は、日本国の法律、その他規範により判断する。本方針は、本園の個人情報の取り扱いに関しての基本的な方針を定めるものであり、本園は本方針に則って、個人情報保護法等の法令・規範に基づく個人情報の保護に努める。

(付則)

第22条 この規定実施に必要な細則は、園長が別に定める。

この規定は、2020年4月1日から実施する。

この規定は、2021年4月1日から実施する。

この規定は、2021年6月1日から実施する。

この規定は、2022年4月1日から実施する。

この規定は、2023年4月1日から実施する。

この規定は、2024年4月1日から実施する。

この規定は、2025年4月1日から実施する。